

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（案）に関する御意見募集の結果について

令和4年3月31日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課

標記案について、令和4年2月11日から令和4年3月12日までの間、ホームページを通じて国民の皆様から御意見を募集したところ、合計18件の御意見を頂きました。（なお、今回の案件の内容とは直接関係しない御意見を7件承っております。）

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨と当該御意見に対する厚生労働省の考え方は以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
医療保険者が定期健康診断に関する記録の写しの提供を事業者を求める場合、本人の同意が不要になるとのことだが、医療保険者が悪用（他に横流しする等）するリスクはないのか。	医療保険者は、事業者から提供を受けた健康診断結果について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定（※）に基づき適正に取り扱う義務があります。 また、個人情報保護委員会は、個人情報保護法第40条から第42条の規定に基づき、医療保険者を含む個人情報取扱事業者に対して、立入検査の実施や是正指導等が可能（当該是正指導に従わない場合は罰則あり）となっており、これらの規定により、個人情報の適切な取扱いの担保が図られていると考えます。 （※） 個人情報の目的外の取扱いの制限、安全管理措置、従業者や委託先の監督、第三者提供の制限等。
定期健康診断の情報は重大な個人情報であるため、事業者が当該情報を本人の同意なく医療保険等の第三者に提供すべきではない。	健康保険法（大正11年法律第70号）等の一部が改正され、令和4年1月1日より、医療保険者が保健事業を実施する上で必要と認めるときは、事業者に対して40歳未満の労働者の健診情報の提供を求めることができることとされています。 また、医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業

	<p>者は当該記録の写しを医療保険者に提供しなければならぬこととされています。</p> <p>今回の本指針の改正にかかわらず、健康保険法等に基づく健康診断結果の提供は、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、第三者提供に係る本人の同意は不要となります。</p>
<p>労働者の心身の状態の情報は、精神科医療にも関わる内容であり、きわめて慎重かつ重要視して扱われるべき情報である。したがって、事業場においては、そうした情報を一人の担当者のみで管理するのは、適切であるとは思えない。厚生労働省は、監督官庁として、情報の運用において、徹底した指導をおこなってほしい。</p>	<p>本指針において、事業者は、事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程を策定し、心身の状態の情報を取り扱う者（以下「担当者」という。）、その権限及び取り扱う心身の状態の情報の範囲等を定め、その範囲内で担当者が適切に心身の状態の情報を取り扱うよう管理することとしております。なお、指針において、健康情報等を取り扱う者の人数について定めておらず、事業場の状況に応じて適切に、取扱規定において定められるべきものと考えております。</p> <p>引き続き、事業場において労働者の心身の状態に関する情報が適切に取り扱われるよう、指導監督に努めてまいります。</p>
<p>概要中の「第三者提供に係る本人の同意が不要であることを追加する。」について、これは毎度本人の同意を取らなくても、一度「提供には同意は不要」という同意を取れば、毎度本人の同意は不要であり、第三者に提供できるということか。</p>	<p>「第三者提供に係る本人の同意が不要である」とは、御提示いただいたような趣旨ではなく、第三者提供を行う際は、個人情報保護法第 23 条第 1 項において、同項各号に規定する場合を除き、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされているところ、健康保険法等に基づく健康診断結果の第三者提供は、同項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当することから、第三者提供をすること自体に本人の同意は不要であるという趣旨です。</p>
<p>令和 4 年 4 月 1 日施行の個人情報保護法改正を踏まえたガイドライン等の改正に際して、他省庁（金融庁、総務省ら）は、案文を国民に提示して意見を募集している。</p> <p>他方、貴省の「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべ</p>	<p>行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 2 項において、公示する命令等の案は、「具体的かつ明確な内容のもの」と規定されており、本意見募集で掲載した概要も、これに該当するものと整理しております。</p> <p>いただいた御意見については、今後の意見募</p>

<p>き措置に関する指針」においては、「改正の内容」と称する概要のみを示すのみで案文を示さず国民から意見を募っている。これでは、国民は指針の改正の当否について具体的に検討し意見を具申することができない。</p>	<p>集における参考とさせていただきます。</p>
<p>そもそも、健康保険法第 150 条第 2 項は、記録の写しの提供を可能とする条文ではない。</p> <p>引用している条文が誤っており、意見を具申するために必要かつ十分な情報が意見募集段階で提供されていないものと思料する。</p>	<p>健康保険法等の一部が改正され、令和 4 年 1 月 1 日より、健康保険法第 150 条第 2 項において、医療保険者が保健事業を実施する上で必要と認めるときは、事業者に対して 40 歳未満の労働者の健診情報の提供を求めることができることとなっております。</p> <p>e-Gov 法令検索においても、健康保険法第 150 条第 2 項の最新の条文を確認することができます。</p> <p>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=211AC0000000070</p>
<p>令和 2 年 6 月 5 日成立の「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」により個人情報保護法が改正されたことを踏まえた改正も行うべきと考える。</p>	<p>個人情報については、基本的には個人情報保護法等により、その管理措置等が図られているところですが、労働安全衛生法令の規定による措置を実施する上では、個人情報の中でも特に機微な情報を含む「労働者の心身の状態」に関する情報を取り扱う場合が多いことに鑑み、個人情報保護法等に加えて、特別に、これらの情報の目的外収集等を原則禁止するとともに、これらの情報を適正に管理する措置を講ずることを規定（労働安全衛生法第 104 条第 1 項及び第 2 項）しています。</p> <p>また、労働安全衛生法第 104 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者が労働者の心身の状態に関する情報を適切に管理するにあたり、労働者の健康の確保のために収集等の必要性が認められる範囲や、目的外使用等が認められる正当事由、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するための措置の具体的内容等については、指針においてその詳細を示しています。</p> <p>本指針は、事業場における心身の状態の情報の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、事業</p>

者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたものであり、必ずしも個人情報保護法に規定される全ての措置を本指針に規定しているものではありません。

御指摘の令和2年における個人情報保護法の改正事項として、例えば、個人情報保護委員会に対する虚偽報告等の法定刑の引上げ等の改正事項がありますが、こうした規定は、本指針に定める事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等に関する内容ではないため、御指摘の個人情報保護法改正を踏まえた本指針の改正を行う予定はございません。